

豊田市避難行動要支援者  
避難支援計画（行動マニュアル）

〈初版〉 平成27年 1月

〈第3版〉平成31年 4月

〈第4版〉令和 4年 4月

豊 田 市



## 目 次

### 第1章 基本的な考え方

1 避難支援計画の目的	1
2 計画の位置づけと構成	2
3 避難支援の対象者	2
(1) 要配慮者	2
(2) 避難行動要支援者	2
4 避難支援のあり方	3

### 第2章 避難行動要支援者名簿の整備

1 避難行動要支援者名簿の考え方	4
2 避難行動要支援者名簿と同意者名簿	4
(1) 避難行動要支援者名簿	4
(2) 同意者名簿	4
3 情報の提供と管理	5
(1) 同意者名簿の提供と提供先	5
(2) 同意者名簿の記載事項	5
(3) 同意者名簿の更新	5
(4) 個人情報の管理	5
(5) 不同意者への対応	6

### 第3章 平常時の活動

1 平常時の役割	8
2 個別支援台帳の作成・保管	10
(1) 個別支援台帳の作成	10
(2) 個別支援台帳に記載する事項	10
(3) 個別支援台帳の保管と更新	10
3 その他協力機関	11

### 第4章 災害発生時の対応

1 災害時の情報伝達	14
(1) 避難の指示等の実施	14
(2) 市からの情報伝達	15
(3) 要支援者への伝達	15
2 風水害時のそれぞれの役割（高齢者等避難発令時）	16
3 風水害時のそれぞれの役割（避難指示発令時）	17
4 地震発生時のそれぞれの役割	18

5	行政の役割	20
6	避難場所における支援	20
	(1) 本市における避難場所対策（避難所の整備改善）	20
	(2) 本市における避難場所対策（福祉避難所の確保）	20
7	避難支援等関係者、地域支援者の安全確保	22

## 一 参考資料 一

○	避難行動要支援者名簿 同意確認書 様式	24
○	避難行動要支援者名簿 登録依頼書 様式	26
○	避難行動要支援者 個別支援台帳 様式	28
○	避難行動要支援者名簿 閲覧者台帳 様式	30
○	緊急避難場所及び避難所	31
○	地域包括支援センター一覧	35
○	緊急メールとよたチラシ	36
○	避難行動要支援者名簿に関する災害対策基本法の規定	37
○	市の関連部署	40

### ○ 第3版改訂の概要

- ・ 避難支援等関係者向けの制度の運用方法や支援の事例をまとめた別冊「活用編」を作成
- ・ 「個別支援台帳 作成のポイント」を「活用編」へ移動
- ・ 「平常時の支援のポイント」「災害時の支援のポイント」を「活用編」へ移動
- ・ 避難勧告等の名称の変更（平成29年1月の改正に対応）
- ・ 閲覧者台帳の運用の改訂（平成28年7月の改正に対応）
- ・ 関係様式の改訂（平成28年7月、29年9月の改正及び元号改正に対応）
- ・ 関係様式記入例、チラシを「活用編」へ移動
- ・ 地域包括支援センター一覧に「地域包括支援センター益富の楽園」を追加
- ・ 一部資料の削除
- ・ その他、軽微な文言（誤字等）の修正

## ○ 第4版改訂の概要

- ・ 避難勧告の廃止（令和3年5月の改正に対応）
- ・ 緊急避難場所及び避難所の修正（令和3年3月のハザードマップ更新に対応）
- ・ 地域包括支援センター一覧の「ふじおか茜邸」を「藤岡の楽園」に変更
- ・ 災害対策基本法の改正による条文の追加及び一部修正
- ・ その他、軽微な語句の修正
- ・ 「活用編」のQ & Aを一部追加

## 第1章 基本的な考え方

### 1 避難支援計画の目的

本市においては、昭和47年に発生した47災害や平成12年の東海豪雨などの風水害により甚大な被害を受けており、近い将来の発生が懸念されている南海トラフ地震についても大きな被害が予測され、災害への危機意識が年々高まっています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者は約6割<sup>1</sup>であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍<sup>2</sup>に上りました。また、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は281名<sup>3</sup>、民生委員の死者・行方不明者は56名<sup>4</sup>に上るなど、多数の支援者も犠牲となりました。

全国各地では、毎年のように集中豪雨などの自然災害が発生し、こうした災害の犠牲者の多くが高齢者や介護が必要な方々であることが確認されており、近年、災害時に特に支援が必要と考えられる高齢者や障がい者の支援対策が大きな課題となっています。

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者に対し有効かつ円滑な避難支援がなされるよう、

- ① 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること。
- ② 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から自治区や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること。
- ③ 現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者などの支援に携わる関係者に提供できること。
- ④ 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずること。

などが定められました。

本計画は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、改正災害対策基本法（平成26年4月施行）、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月）」を踏まえ、本市における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明記したものであり、豊田市防災基本条例（平成25年10月施行）の自助・共助・公助の理念に基づき、市民・事業者・市がそれぞれの責務と役割を果たし、共働により避難行動要支援者の支援体制を強化することを目的とします。

<sup>1</sup> 「平成25年度版 内閣府高齢者白書」（平成25年 内閣府）

<sup>2</sup> 「東日本大震災と被災障がい者 中間報告」（2012 日本障がいフォーラム）

<sup>3</sup> 「東北地方太平洋沖地震 被害報 第149報」（平成26年3月 消防庁）

<sup>4</sup> 平成24年 全国民生児童委員連合会報告資料より抜粋

## 2 計画の位置づけと構成

豊田市避難行動要支援者避難支援計画（以下「本計画」といいます。）は、豊田市地域防災計画（以下「地域防災計画」といいます。）に基づく下位計画であり、避難行動要支援者の避難支援について必要な事項を定めたものです。

本計画は、避難行動要支援者の避難支援に係る基本的な考え方や推進方法を定めるものであり、避難行動要支援者一人ひとりの支援計画については、別途、「個別支援台帳<sup>5</sup>」により定めるものとします。

## 3 避難支援の対象者

### （1）要配慮者（災害時に何らかの支援が必要となる者）<sup>6</sup>

要配慮者とは、災害から自らを守るために、安全な場所に避難する等の行動をとることに支援を要する人や、被災後の避難場所や在宅での避難生活に配慮や支援が必要な人です。具体的には、高齢者（ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、要介護認定者等）、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れた外国人等で、次のような状態の人が考えられます。

- ① 自分の身の危険を察知できない。
- ② 危険を知らせる情報を受け取ることができない。
- ③ 身の危険を察知できても救助者に伝えられない。
- ④ 災害時に避難施設等で生活する際に何らかの配慮が必要である。

### （2）避難行動要支援者

要配慮者の中には、日常的に支援を受けることができる人や、福祉施設や病院に入所・入院している人、自力避難が可能な人たちが含まれています。

避難行動要支援者（以下「要支援者」といいます。）とは、在宅で生活されており、自力での避難が難しい人又は避難に時間を要する人等で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人としています。本市においては、以下の要件に該当する人を「避難行動要支援者」とし、地域防災計画に定めています。

#### 【避難行動要支援者の要件<sup>7</sup>】

在宅で生活し、下記のいずれかに該当する者

- ア 介護保険における要介護3～5の認定者
- イ ひとり暮らし高齢者等登録者<sup>8</sup>
- ウ 豊田市在宅重度心身障がい者手当の受給者<sup>9</sup>
- エ 身体障がい者手帳において、視覚・聴覚・下肢・体幹のいずれかが1級～2級の者
- オ 上記に準ずる者で登録を希望する者（老夫婦世帯、老々介護世帯など）



<sup>5</sup> 参考資料「個別支援台帳」参照（P28）

<sup>6</sup> 従来の「災害時要援護者」から災害対策基本法の一部改正に合わせて「要配慮者」に呼称を変更

<sup>7</sup> 要件の設定にあたっては、真に支援が必要な人が支援対象者から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設けることとする。「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年 内閣府）

<sup>8</sup> 65歳以上でひとり暮らしの方などが、地域で安心して暮らせるように支援する制度「ひとり暮らし高齢者等登録制度」の登録者のこと

<sup>9</sup> 日常生活に常時介護を必要とする重度の障がい者が対象

#### 4 避難支援のあり方（自助・共助・公助）

災害時に、要支援者の身を守るためには、市民一人ひとりが普段から災害に備えておくことが重要です。また、地震などの大規模な災害時には、発災から数日間、行政が機能しないことも想定され、特に災害発生直後には地域の力が必要になります。

災害を乗り越えるためには、要支援者自身やその家族による日頃の備え、いわゆる「自助」に加え、地域住民相互や地域に関係する団体の連携による「共助」、そして、市や公的機関による「公助」が一体となり共働で防災対策を推進することが重要です。

### 【自助・共助・公助の取組】

#### 市民一人ひとりの防災への取組



#### 自助

##### 「自らのことは自ら守ること」

災害時に、市民一人ひとりが自分の身を守ることができるよう、平常時から準備や心構えをしておく。（家具の転倒防止・避難経路の確認・非常持出品の準備など）



#### 共助

##### 「地域において助け合いお互いを守ること」

近所の交流や避難訓練などを通じて、地域の防災体制を構築しておく。  
災害時には、できる範囲で要支援者やケガをしている人などの避難を支援する。



#### 地域の取組

#### 公助

##### 「市が市民及び事業者を災害から守ること」

避難行動要支援者の情報を共有し、災害を想定した準備を行う。  
災害時には、市役所、消防、警察などにより救助活動や支援物資の提供などを行う。



#### 行政機関の取組

## 第2章 避難行動要支援者名簿の整備

### 1 避難行動要支援者名簿の考え方

要支援者に対する避難誘導や安否確認、避難場所等での生活支援を的確に行うため、支援に必要な情報を事前に把握し、市や地域で支援にあたる人たちとの間で、情報を共有しておく必要があります。

要支援者の個人情報の取扱いについては、東日本大震災（平成23年3月）で生じた課題を踏まえ、情報を行政内部で目的外利用（福祉情報を災害支援目的に利用）すること、本人の同意が得られた情報は避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」といいます。）に平常時から情報提供することが可能になりました。本市では、要支援者の名簿作成や活用について、災害対策基本法の規定に基づき進めていきます。

### 2 避難行動要支援者名簿と同意者名簿

#### (1) 避難行動要支援者名簿

市は、避難行動要支援者の対象者を把握するため、ひとり暮らし高齢者等登録制度の登録情報、要介護認定情報、在宅重度心身障がい者手当認定情報、身体障がい者手帳交付情報等を基に、「避難行動要支援者名簿」を作成します。避難行動要支援者名簿は、市が保管し、定期的に更新します。なお、名簿の記載事項については、次のとおりです<sup>10</sup>。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項（緊急連絡先など）

#### (2) 同意者名簿<sup>11</sup>

本市は、上記の避難行動要支援者名簿に掲載されている要支援者に対して、避難支援等関係者へ自身の個人情報を提供することについての同意確認<sup>12</sup>をします。その後、避難行動要支援者名簿から同意を得られた人のみを抽出した「同意者名簿」を作成し、避難支援等関係者へ提供します。また、避難行動要支援者登録依頼書<sup>13</sup>を市に提出した人<sup>14</sup>についても、同意者名簿に掲載します。

<sup>10</sup> 災害対策基本法第49条の10

<sup>11</sup> 災害対策基本法第49条の11

<sup>12</sup> 参考資料「避難行動要支援者名簿同意確認書」参照（P24）

<sup>13</sup> 参考資料「避難行動要支援者名簿登録依頼書」参照（P26）

<sup>14</sup> 第1章第3項(2)「オ上記に準ずる者で登録を希望するもの」に該当（P2）形式要件のみでなく、真に支援が必要となる人について、支援の対象から漏れないようにするための仕組み（申請方式）を設けることとする。「災害時要援護者の避難支援に関する検討会報告書」（平成25年 内閣府）

### 3 情報の提供と管理

#### (1) 同意者名簿の提供と提供先<sup>15</sup>

同意者名簿は、避難行動の支援等に必要な範囲で、市関係機関（福祉総合相談課、障がい福祉課、高齢福祉課、防災対策課、各支所等）で利用します。また、適正な管理が確保されることを条件として、下記の避難支援等関係者に対して平常時から提供します。

#### 【避難支援等関係者（同意者名簿の提供先）】

- ① 自治区（自治区長、自治区役員、組長など）
- ② 自主防災会（自主防災会長、自主防災会役員）
- ③ 民生委員
- ④ 地域包括支援センター（65歳以上の方の情報のみ提供）
- ⑤ 消防団
- ⑥ 警察（豊田警察署、足助警察署）

#### (2) 同意者名簿の記載事項（提供する情報）

同意者名簿の記載事項（提供する情報）は次のとおりです。

- ・ 前ページ 2（1）の①～⑦
- ・ 要支援者の居住自治区、自主防災会、担当民生委員、地域包括支援センター
- ・ 個別支援台帳作成の有無

#### (3) 同意者名簿の更新

本市では、同意者名簿を年1回更新し、避難支援等関係者へ提供します。

新たに情報提供についての同意を得られた要支援者や、同意者名簿に記載されている要支援者で、住民票上の異動等が確認され名簿記載事項に変更がある場合は、定期的に書面にて避難支援等関係者へ通知します。

#### (4) 個人情報の管理<sup>16</sup>

要支援者が、安心して情報提供に関する同意をするためには、個人情報の流出防止の取組など、情報の管理方法が重要となります。個人情報の取扱いについては、同意者名簿の提供を受けた者及び取り扱う者には、守秘義務が課せられます。

本市では避難支援等関係者への同意者名簿の提供に際し、個人情報の保護が十分図られるよう、個人情報の取扱説明を実施します。また、避難支援等関係者は支援活動を実施するにあたり、必要に応じて同意者名簿を複写することは可能ですが、複写した枚数や複写の提供先等の管理が求められます。

<sup>15</sup> 災害対策基本法第49条の11。

<sup>16</sup> 災害対策基本法第49条の12、13。また、民生委員の守秘義務については、民生委員法第15条に規定。

求められる管理方法として、例えば次のようなものが考えられます。

- ・提供された同意者名簿を施錠ができる金庫やキャビネット等に保管する。
- ・組織の場合、名簿管理者を決めて、管理の体制を整備する。
- ・同意者名簿を閲覧する人を定める。
- ・同意者名簿を閲覧した人を記録する台帳（名簿閲覧者台帳）を作成する。
- ・いつ、誰のために同意者名簿を複写したか、記録する。
- ・古い同意者名簿や不要な書類は、すぐに市に返却する。
- ・後任の者へ適切に同意者名簿を引き継ぐ。

名簿閲覧者台帳について、避難支援等関係者は様式「避難行動要支援者名簿 閲覧者台帳」を使用することを推奨します。

#### （５）不同意者への対応

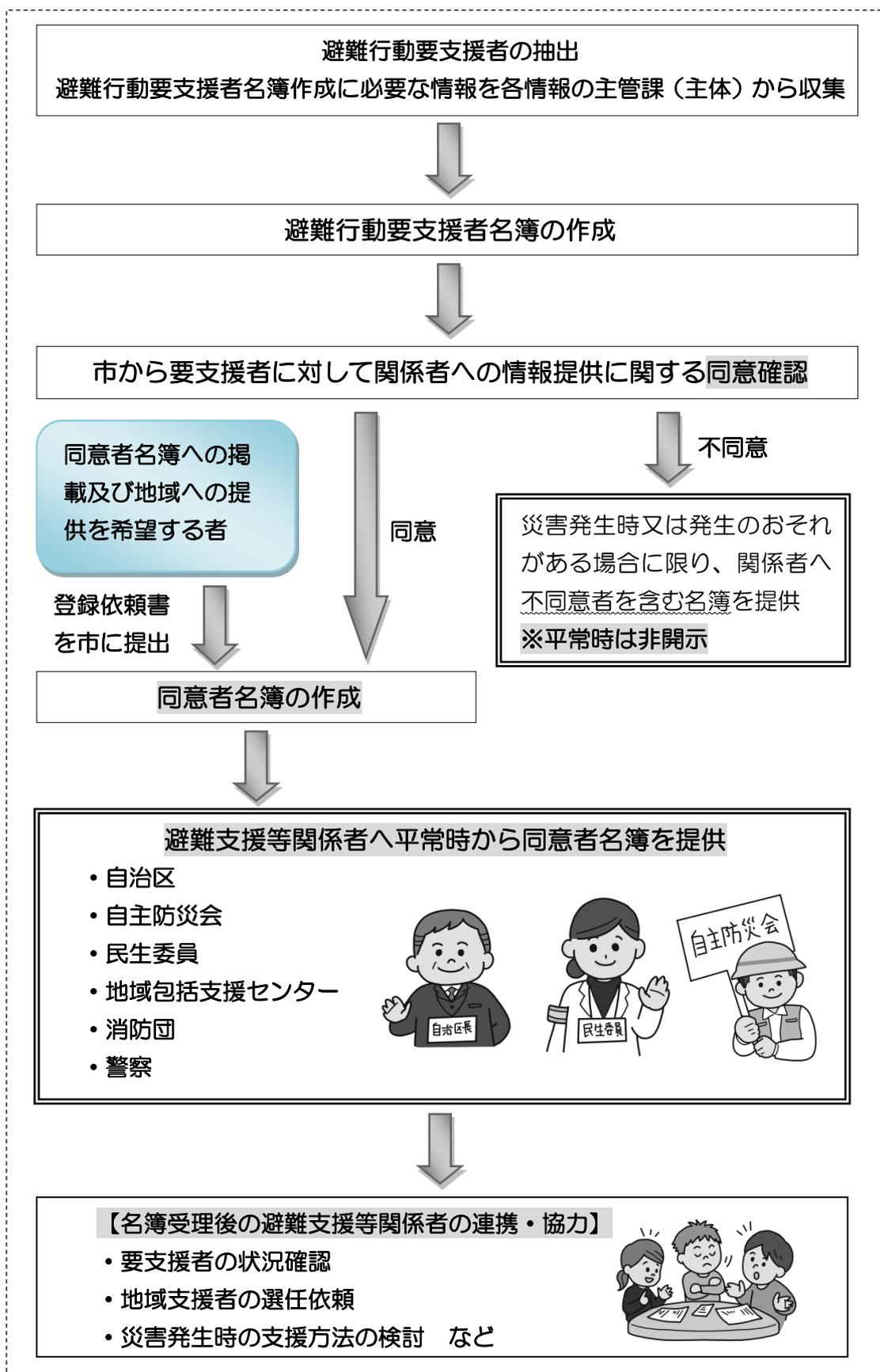
同意確認において、同意をされなかった人（以下「不同意者」といいます。）については、市が同意者名簿への掲載に不同意の旨を記録し、その情報を管理します。不同意者を含む避難行動要支援者名簿については、平常時は非開示情報として扱いますが、災害発生時や発生のおそれがある場合には、避難支援等関係者及び要支援者の避難支援に携わる関係機関に対し、市が開示します<sup>17</sup>。

また、不同意者に対しては、市から定期的に同意確認を実施します。

---

<sup>17</sup> 災害対策基本法第 49 条の 11

## 【名簿の作成、提供の流れ】



### 第3章 平常時の活動

#### 1 平常時の役割

区 分	行 動 マ ニ ュ ア ル (平常時)
要支援者本人 及び その家族	<ol style="list-style-type: none"> <li>①自治区や民生委員等、地域住民と良好な人間関係を築くよう努め、災害時に協力して避難などができるよう事前に話し合っておく。</li> <li>②積極的に地域の防災訓練に参加する。</li> <li>③災害に備えて、家屋の耐震補強、家具の転倒防止やガラスの飛散防止を行うなど、自宅の減災対策をしておく。</li> <li>④自分の住んでいる場所はどんな災害が起きやすいかを把握し、災害が起こった場合の安全な避難経路や避難場所を確かめておく。</li> <li>⑤避難するときの非常持出品を準備しておく。</li> <li>⑥既往症のある人は、かかりつけの医療機関に、災害時に医療機関に行けなくなった場合の対処方法を確認しておく。また、常備薬等も準備しておく。</li> <li>⑦ラジオやテレビなどにより、自ら積極的に情報収集できるように、情報収集手段を確認しておく。</li> </ol>
自治区長 自治区役員 組長  ( ☆地域 活動の 中心 )	<ol style="list-style-type: none"> <li>①地域の情報集約や地域活動の総括・支援を行う。</li> <li>②要支援者の見守り体制の強化に努める（防災訓練への参加勧奨、民生委員と一緒に同意者宅を訪問する等）。</li> <li>③災害時の地域の体制づくりを行う（班体制の整備、緊急連絡網の整備、備蓄品の確保等）。</li> <li>④区民会館や自治区備品の安全点検を行う（棚の転倒防止や看板が風で飛ばないようにする等）。</li> <li>⑤地域で連携し、地域支援者の選任や個別支援台帳の作成を行う。</li> </ol>
自主防災会  ( ☆地域 防災の 中心 )	<ol style="list-style-type: none"> <li>①要支援者の見守り体制の強化に努める（防災訓練への参加勧奨、民生委員と一緒に同意者宅を訪問する等）。</li> <li>②災害時の地域の体制づくりを行う（班体制の整備、緊急連絡網の整備等）。</li> <li>③要支援者の支援訓練を含めた防災訓練の企画・運営をする。</li> <li>④防災訓練などを利用して、要支援者への情報の伝達や避難方法など、災害時の行動を確認しておく。</li> <li>⑤防災資機材の整備や防災マップの整備、地域住民に対する防災啓発活動を行う。</li> <li>⑥地域で連携し、地域支援者の選任や個別支援台帳の作成支援を行う。</li> </ol>
民生委員 <sup>18</sup>  ( ☆要支援 者支援の 中心 )	<ol style="list-style-type: none"> <li>①日頃の見守り活動の中心的立場となって、地域で連携し、要支援者の見守りを行う（同意者宅への訪問等）。</li> <li>②自主防災会と協力し、防災訓練等を通じて要支援者への情報の伝達や避難方法など、災害時の行動を確認しておく。</li> <li>③地域で連携し、地域支援者の選任や個別支援台帳の作成支援を行う。</li> <li>④民生委員同士の連携、協力体制を確認しておく。</li> </ol>

<sup>18</sup> 「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針 第2版」（平成25年 全民事連）より一部抜粋

区 分	行 動 マ ニ ュ ア ル (平常時)
地域 包括支援 センター	①要支援者（65歳以上）の見守り（自治区長や民生委員と一緒に同意者宅を訪問する等） ②個別支援台帳の作成支援を行う。 ③地域の高齢者相談窓口として、高齢者支援のあり方等について啓発を行う。
消防団	①地域の防災訓練に参加し、要支援者の避難誘導や安否確認訓練等の協力・支援を行う。 ②地域の防災協議等に参加し、体制づくりの協力・支援を行う。 ③要支援者の見守り（近隣に住んでいる要支援者の状況変化を自治区や民生委員に報告するなど）
警察	①各地区の要支援者数の把握や、居住実態の把握に努める。 ②災害時に迅速に支援活動を実施できるよう、体制を構築する（災害に備えた人員配置や災害時警備計画の作成など）。
地域支援者 近隣住民	①地域住民と良好な人間関係を築くよう努め、災害時に協力して避難などができるよう事前に話し合っておく。 ②防災訓練に積極的に参加し、要支援者への情報の伝達や避難方法など、災害時の行動を確認しておく。 ③災害情報の入手手段を確認しておく。
豊田市	①避難行動要支援者名簿を整備し、同意確認及び同意者名簿の提供を行う。 ②避難行動要支援者名簿制度の周知を行い、同意率の向上に努める。 ③地域で実施される防災訓練等、避難支援に関する活動を支援する。 ④個別支援台帳の作成支援を行う。 ⑤関係機関と協力し、要支援者の支援体制強化に努める。

### 地域支援者とは

地域支援者とは、要支援者への普段からの見守りや、災害が発生しそうな場合や発生した時に、災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難する等の支援に心がけていただく方です。地域支援者には、必要に応じて、要支援者の情報を共有することが可能です。

いざという時にすぐに支援ができるように、要支援者の隣近所の方々にお願いしたいと考えています。しかし、決して責任を伴うものではありません。普段からよい近所付き合いに心がけ、自分の命、家族の命を最優先として、可能な範囲で支援をしましょう。



## 2 個別支援台帳の作成・保管

### (1) 個別支援台帳の作成

個別支援台帳は、要支援者の避難支援に際し必要となる、より詳細な情報を記載した個別台帳です。避難行動要支援者名簿に記載された情報だけでは分からない要支援者の状況などを整理することで、より効果的な避難支援につながります。

市が把握した情報（氏名、住所、連絡先など）を記載した要支援者ごとの個別支援台帳を、自治区に対して、同意者名簿提供時や新たな要支援者追加の連絡時に併せて提供します。その後、自治区や自主防災会、民生委員、地域包括支援センターなどの避難支援等関係者が連携しながら、要支援者本人や家族からの聞き取りを行い、支援に関する必要事項を記載して台帳を作成します。

#### Point !

☞早急にすべての要支援者の個別支援台帳を作成しなければいけないというものではありません。要支援者の支援優先度に合わせて、早めに対応が必要だと思われる人を中心に、必要な項目を記載していくことが望ましいです。

例 A：要介護3、障がい（下肢）の方の場合

緊急時には数人での支援が必要となるため、地域支援者の選任と避難時の留意事項を優先的に考える。

例 B：情報が入手できれば避難行動をとることが可能な高齢者の場合

地域支援者の選任を優先し、まずは緊急時に声かけができる体制を考える。

☞自治区長や民生委員だけですべて作成できるものではありません。地域全体で協力しながら作成していきましょう。

### (2) 個別支援台帳に記載する事項<sup>19</sup>

個別支援台帳に記載する事項は次のとおりです。

- ①要支援者本人の基本情報、最寄りの避難場所
- ②緊急連絡先
- ③地域支援者
- ④身体状況、避難時・避難場所滞在時の留意点、その他備考（支援メモ）

### (3) 個別支援台帳の保管と更新

避難支援等関係者により作成された個別支援台帳は、原本を自治区長が保管し、複写を市に提供します。市は、提供された個別支援台帳を保管し、緊急時に必要に応じて活用します。また、個別支援台帳に変更が生じた場合は、自治区長が原本に加筆・修正するとともに、市へ変更事項を報告します。

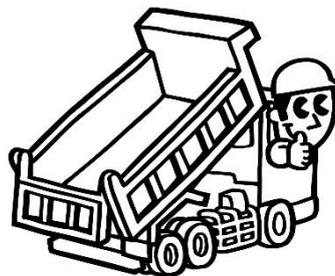
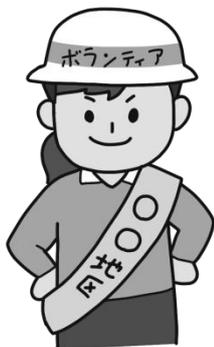
避難支援等関係者は、個別支援台帳の保管についても、同意者名簿と同様、個人情報の保護に十分配慮し、厳重な保管をします。

<sup>19</sup> 参考資料「個別支援台帳」参照（P28）

### 3 その他協力機関

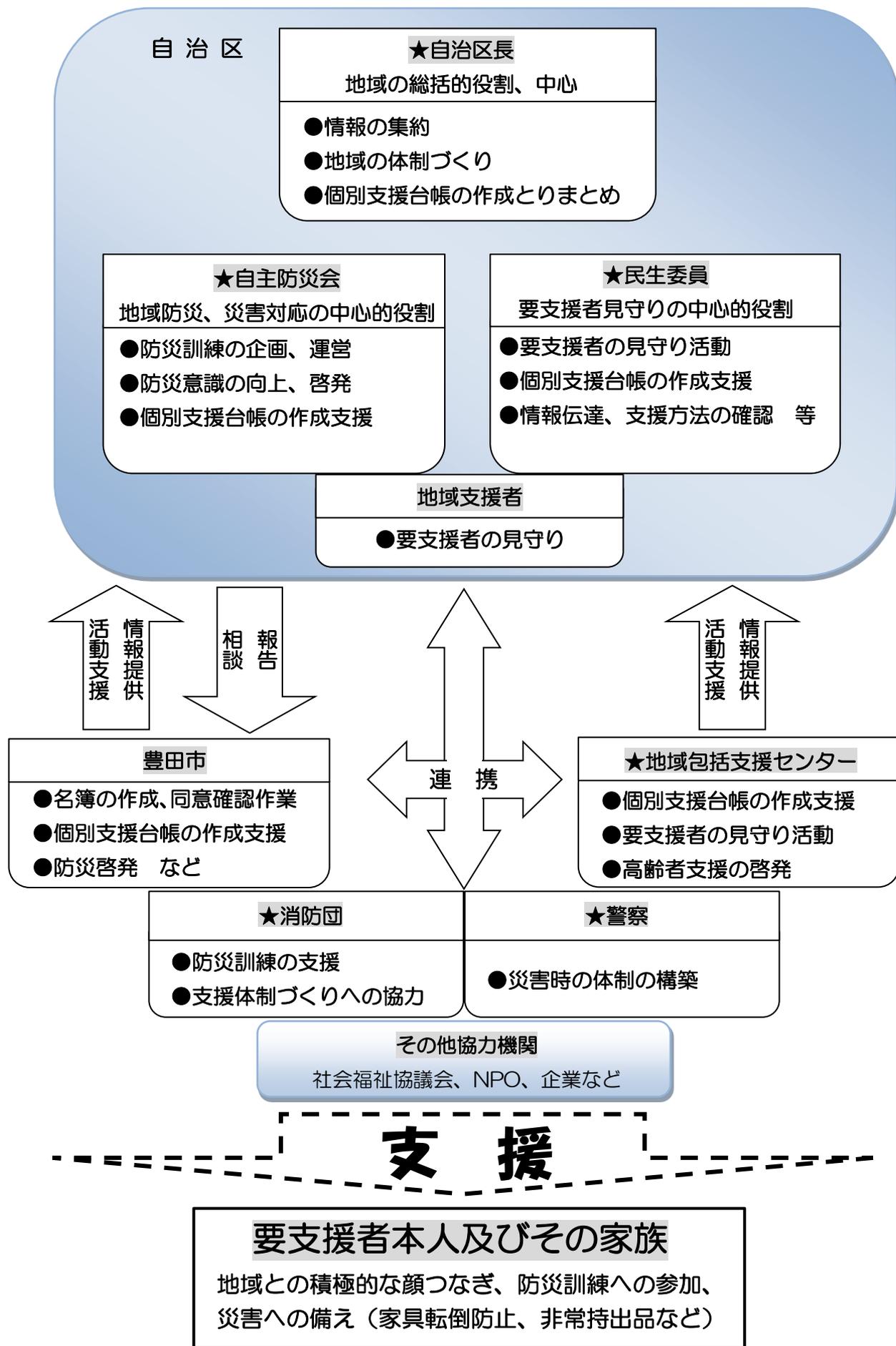
要支援者の支援活動は、避難支援等関係者だけで完結するものではありません。

避難支援等関係者は、防災訓練や地域の行事などを通して、社会福祉協議会やNPO、福祉サービス事業者、地域の企業など、地域に関わりのある機関・団体と支援ネットワークづくりを推進することが推奨されます。

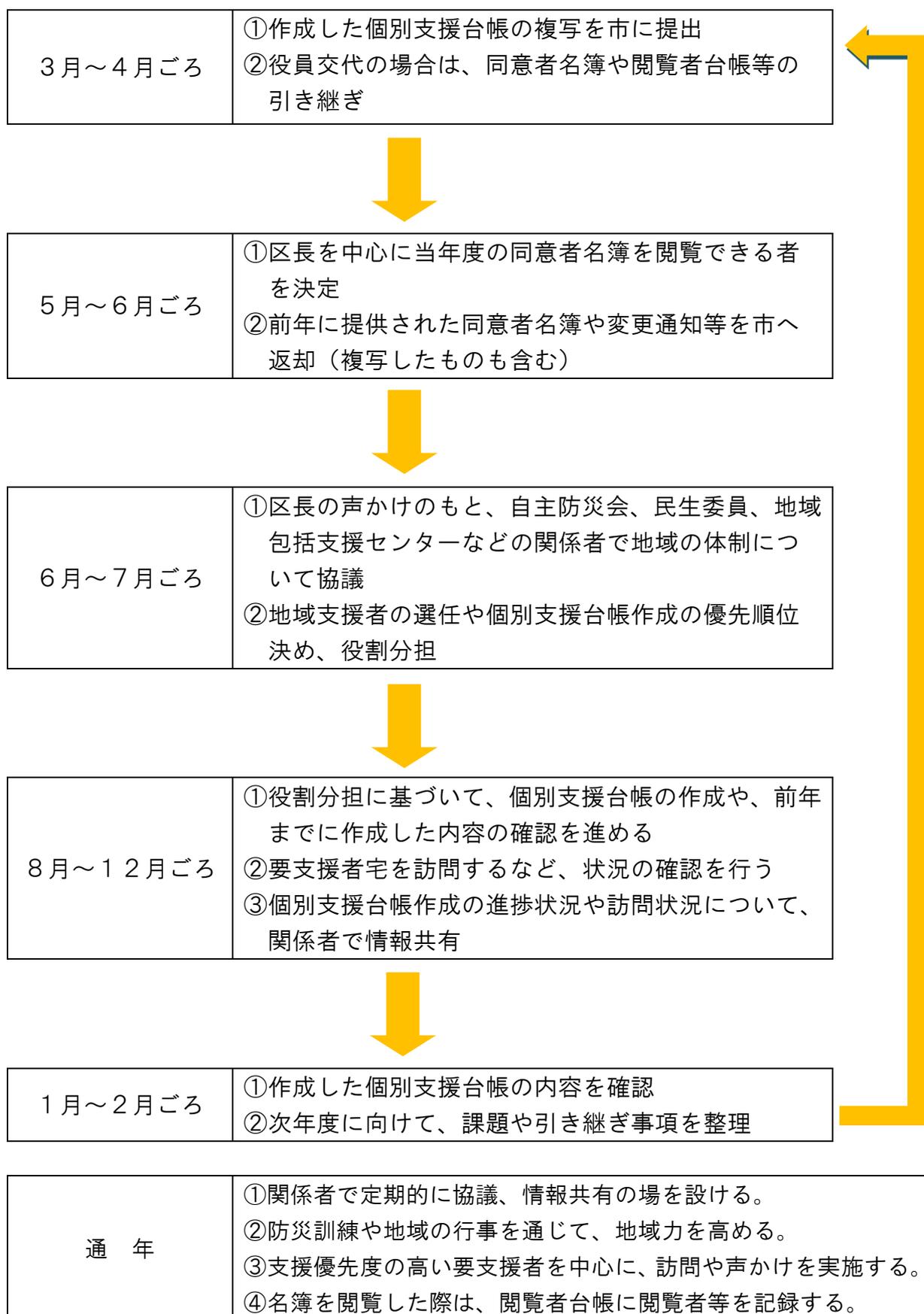


# 地域の支援体制イメージ

★・・・避難支援等関係者



★地域の支援体制を構築するための1年の流れ（参考）



## 第4章 災害発生時の対応

### 1 災害時の情報伝達

#### (1) 避難の指示等の実施

本市は、雨量情報や気象情報、河川情報等の災害関連情報等を総合的に判断し、高齢者等避難・避難指示を発令します。また、南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合にも、すみやかに市民に情報伝達します。

#### 【避難の指示等の区分】<sup>20</sup>

##### ①高齢者等避難

市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを準備してもらうために発表する情報。また、高齢者や障がい者等、避難に時間を要する者については避難開始を促す情報。

##### ②避難指示

市町村長が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示すること。

高齢者等避難を発令した地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者に立ち退き避難を促す。また、土砂災害等から立ち退き避難をしそびれた者に屋内安全確保を促す。

##### ①南海トラフ地震に関連する情報（定例）

「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」で評価した調査結果が発表される情報。

#### 【南海トラフ地震に関連する情報】<sup>21</sup>

##### ②南海トラフ地震に関連する情報（臨時）

気象庁が観測しているデータに、通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況について発表される情報。

<sup>20</sup> 「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）より抜粋

<sup>21</sup> 気象庁ホームページ参照

## (2) 市からの情報伝達

本市では、避難の指示を決定した場合や南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合など、以下のように様々な手段で対象地域の住民に伝達広報を行い、周知徹底を図ります。

情報伝達手段	概要
緊急メールとよた <sup>22</sup>	地震の震度情報や気象情報等を、携帯電話等へメール配信します。(要登録)
エリアメール 緊急速報メール	豊田市内にある携帯電話(対応機種)へ避難情報など緊急性の高い災害関連情報を一斉にメール配信します。
ひまわりネットワーク ラジオ・ラブィート (FM78.6MHz)	豊田市の災害対策本部と連携し、緊急放送を実施します。
市ホームページ	震度情報、雨量・水位情報、指定避難場所などを確認することができます。
防災ラジオ	受信した緊急地震速報や避難指示等の緊急情報をお知らせします。
防災行政無線	市内全域256か所に設置した「防災行政無線屋外拡声子局」から避難指示等をサイレンと音声でお知らせします。 防災行政無線の受信機を接続した自治区の放送施設からも放送されます。

## (3) 要支援者への伝達

避難支援等関係者や地域支援者は、自身及び家族の安全を確保したうえで可能な範囲で要支援者の避難支援を行います。

要支援者に対し、電話やファックス、電子メール、直接訪問などにより災害情報の伝達、安否確認をします。また、災害の状況により、個別支援台帳の内容に基づいて、近隣住民などとの協力により可能な範囲で要支援者の避難支援を行います。

### Point !

- ☞特に風水害時等は市からの情報を待つだけではなく、自分自身でラジオやテレビ等を確認し、緊急の場合にすみやかに避難行動がとれるよう、積極的な情報入手に努めることが大切です。そのために、日頃から情報入手手段を確認しておきましょう。
- ☞市から避難指示等が発令されていない時でも、周囲の状況や気象情報を確認し、危険だと感じたら避難を開始することが大切です。

<sup>22</sup> 参考資料「緊急メールとよたチラシ」参照(P35)

## 2 風水害時のそれぞれの役割（高齢者等避難発令時）

区分	行動マニュアル
要支援者本人	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自分の居場所や状況を地域支援者等に伝え、協力が得られるようにしておく。</li> <li>②外出は避け、気象情報や緊急情報の収集に努める。</li> <li>③避難に備えるとともに、身元や連絡先が分かるものを身につけておく</li> <li>④家族等と協議しておいた行動をとる（高齢者等避難が発令されたら〇〇さん宅に集まる等）。</li> <li>⑤周囲の状況や気象情報を確認し、危険だと感じたら避難を開始する。</li> </ul>
自治区長 自治区役員 組長 （☆地域活動の中心）	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自治区放送設備や緊急連絡網を活用して、住民に情報を知らせる。また、要支援者への情報伝達や早めの避難を促す。</li> <li>②自主防災会や民生委員等といった避難支援等関係者の役割調整を行う。</li> <li>③状況が把握できない要支援者については、避難支援等関係者や地域支援者と協力し、引き続き状況把握に努める。</li> <li>④市から不同意者を含む避難行動要支援者名簿が提供された場合には、避難支援等関係者と協力し、可能な範囲で要支援者の安否確認を実施する。</li> <li>⑤必要に応じて地域住民と協力し、自主避難場所の開設準備を行う。</li> </ul>
自主防災会 （☆地域防災の中心）	<ul style="list-style-type: none"> <li>①災害対応の中心的立場として、被災状況の確認や、防災資機材の手配等を行う。</li> <li>②避難支援等関係者や地域支援者と協力し、要支援者への情報伝達や避難支援を開始する。</li> <li>③状況が把握できない要支援者については、避難支援等関係者や地域支援者と協力し、引き続き状況把握に努める。</li> <li>④市から不同意者を含む避難行動要支援者名簿が提供された場合には、避難支援等関係者と協力し、可能な範囲で要支援者の安否確認を実施する。</li> <li>⑤必要に応じて地域住民と協力し、自主避難場所の開設準備を行う。</li> </ul>
民生委員 <sup>23</sup> （☆要支援者支援の中心）	<ul style="list-style-type: none"> <li>①避難支援等関係者や地域支援者と協力し、要支援者への情報伝達や避難支援を中心的に行う。</li> <li>②状況が把握できない要支援者については、避難支援等関係者や地域支援者と協力し、引き続き状況把握に努める。</li> <li>③市から不同意者を含む避難行動要支援者名簿が提供された場合には、避難支援等関係者と協力し、可能な範囲で要支援者の安否確認を実施する。</li> </ul>
地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>①避難支援等関係者や地域支援者と協力し、要支援者（65歳以上）への情報伝達や安否確認を行う。</li> <li>②避難場所での福祉サービスの調整などを行う。</li> </ul>
消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>①消防本部及び消防団本部の指揮下において救助活動や避難支援活動を実施する。</li> </ul>
警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>①災害時警備計画に基づき、救助・安否確認活動を実施する。</li> </ul>
地域支援者 近隣住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>①避難支援等関係者と協力し、要支援者への情報伝達や避難支援に努める。</li> <li>②要支援者の状況を自治区や民生委員に連絡する。</li> <li>③状況が把握できない要支援者については、避難支援等関係者と協力し、引き続き状況把握に努める。</li> </ul>

<sup>23</sup> 「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針 第2版」（平成25年 全民事連）より一部抜粋

### 3 風水害時のそれぞれの役割（避難指示発令時）

区分	行動マニュアル
要支援者本人	<ul style="list-style-type: none"> <li>①避難場所等、安全な場所へ避難を開始する。</li> <li>②生命を守る最低限の行動をとる。</li> <li>③可能な範囲で自分の状況を家族や避難支援等関係者や地域支援者に知らせる。</li> </ul>
自治区長 自治区役員 組長 （☆地域活動の中心）	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自治区放送設備や緊急連絡網を活用して、住民に避難情報を知らせる。</li> <li>②自主防災会や民生委員等といった避難支援等関係者の役割調整を行う。</li> <li>③状況が把握できない要支援者については、避難支援等関係者や地域支援者と協力し、引き続き状況把握に努める。</li> <li>④市から不同意者を含む避難行動要支援者名簿が提供された場合には、避難支援等関係者と協力し、可能な範囲で要支援者の安否確認を実施する。</li> <li>⑤必要に応じて地域住民と協力し、自主避難場所の開設準備を行う。</li> </ul>
自主防災会 （☆地域防災の中心）	<ul style="list-style-type: none"> <li>①災害対応の中心的立場として、被災状況の確認や、防災資機材の手配等を行う。</li> <li>②避難支援等関係者や地域支援者と協力し、要支援者への情報伝達や避難支援を開始する。</li> <li>③可能な範囲で近隣住民等と協力し救助活動を行うとともに、救助が困難な場合は消防署へ連絡する。</li> <li>④状況が把握できない要支援者については、避難支援等関係者や地域支援者と協力し、引き続き状況把握に努める。</li> <li>⑤市から不同意者を含む避難行動要支援者名簿が提供された場合には、避難支援等関係者と協力し、可能な範囲で要支援者の安否確認を実施する。</li> <li>⑥必要に応じて地域住民と協力し、自主避難場所の開設準備を行う。</li> </ul>
民生委員 （☆要支援者支援の中心）	<ul style="list-style-type: none"> <li>①避難支援等関係者や地域支援者と協力し、要支援者への情報伝達や避難支援を中心的に行う。</li> <li>②状況が把握できない要支援者については、避難支援等関係者や地域支援者と協力し、引き続き状況把握に努める。</li> <li>③市から不同意者を含む避難行動要支援者名簿が提供された場合には、避難支援等関係者と協力し、可能な範囲で要支援者の安否確認を実施する。</li> </ul>
地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>①避難支援等関係者や地域支援者と協力し、要支援者（65歳以上）への情報伝達や安否確認を行う。</li> <li>②避難場所での福祉サービスの調整などを行う。</li> </ul>
消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>①消防本部及び消防団本部の指揮下において救助活動や避難支援活動を実施する。</li> <li>②消防活動後、同意者名簿を活用した避難支援や安否確認活動を実施する。</li> </ul>
警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>①災害時警備計画に基づき、救助・安否確認活動を実施する。</li> </ul>
地域支援者 近隣住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>①避難支援等関係者と協力し、要支援者への情報伝達や避難支援に努める。</li> <li>②要支援者の状況を自治区や民生委員に連絡する。</li> <li>③状況が把握できない要支援者については、避難支援等関係者と協力し、引き続き状況把握に努める。</li> </ul>

#### 4 地震発生時のそれぞれの役割

区 分	行 動 マ ニ ュ ア ル
要支援者本人	①タンスなど倒れるおそれのあるものから離れ、自身の身を守る。 ②扉などを開けて避難口を確保し、あわてて外に飛び出さないようにする。 ③火事が起きたら初期消火するか、笛や大きな音で、家族や地域支援者に知らせる。 ④可能な範囲で自分の状況を家族や避難支援等関係者に知らせる。 ⑤テレビやラジオなどで地震に関する情報を収集する。 ⑥家族等と事前に決めておいた行動をとる（地震時は庭で待機しておく等）。
自治区長 自治区役員 (☆地域活動の中心)	①住民の安否確認や情報の集約を行うとともに、要支援者が避難の必要な状況であれば、避難支援等関係者や地域支援者と協力して避難支援を行う。 ②状況が把握できない要支援者については、避難支援等関係者や地域支援者と協力し、引き続き状況把握に努める。 ③市から不同意者を含む避難行動要支援者名簿が提供された場合には、避難支援等関係者と協力し、可能な範囲で要支援者の安否確認を実施する。 ④必要に応じて地域住民と協力し、自主避難場所の開設準備を行う。
自主防災会 (☆地域防災の中心)	①災害対応の中心的立場として、被災状況の確認や、防災資機材の手配等を行う。 ②可能な範囲で近隣住民等と協力し救助活動を行うとともに、救助が困難な場合は消防署へ連絡する。 ③状況が把握できない要支援者については、避難支援等関係者や地域支援者と協力し、引き続き状況把握に努める。 ④市から不同意者を含む避難行動要支援者名簿が提供された場合には、避難支援等関係者と協力し、可能な範囲で要支援者の安否確認を実施する。 ⑤必要に応じて地域住民と協力し、自主避難場所の開設準備を行う。
民生委員 (☆要支援者支援の中心)	①避難支援等関係者や地域支援者と協力し、要支援者の安否確認や避難支援を中心的に行う。 ②状況が把握できない要支援者については、避難支援等関係者や地域支援者と協力し、引き続き状況把握に努める。 ③市から不同意者を含む避難行動要支援者名簿が提供された場合には、避難支援等関係者と協力し、可能な範囲で要支援者の安否確認を実施する。
地域包括支援センター	①避難支援等関係者や地域支援者と協力し、65歳以上の要支援者への情報伝達や安否確認を行う。 ②避難場所での福祉サービスの調整などを行う。
消防団	①消防本部及び消防団本部の指揮下において消火活動や救助活動を実施する。 ②消防活動後、同意者名簿を活用した避難支援や安否確認活動を実施する。
警察	①災害時警備計画に基づき、救助・安否確認活動を実施する。
地域支援者 近隣住民	①自分自身及び家族の安全が確保できた後、可能な範囲で要支援者の支援を行う。 ②要支援者の状況を自治区や民生委員に連絡する。 ③可能な範囲で近隣住民等と協力し救助活動を行うとともに、救助が困難な場合は消防署へ連絡する。

## ★支援の実施例

### (1) 風水害

集中豪雨などで家屋が浸水し、支援を必要としている方が取り残されている場合があります。要支援者の方は情報の収集が難しいほか、自力での避難が困難となることから、情報伝達や安否確認を地域ぐるみで実施することが望ましいです。



#### 【例えば・・・①】

「台風による雨がひどくなり、大雨洪水警報が発表された。近くの川もかなり増水しているようだ。ひとり暮らし高齢者のAさんは状況を知っているだろうか。確認（電話）しよう。」

#### 【例えば・・・②】

「高齢者等避難が発表されたようだ。まだそんなに川は増水していないようだけど、これからひどくなるみたいだから、足腰が悪いBさんと先に自主避難しよう。」

### (2) 地震災害

大地震では、家具の転倒、家屋の倒壊などにより、避難行動要支援者の方が建物の中で負傷していたり、閉じ込められていたりする可能性があります。

また、ライフラインが止まることにより、建物が無事な場合でも避難を必要としている可能性もあります。



#### 【例えば・・・】

「震度6弱の地震が発生した。揺れがひどく家具が倒れている。ひとり暮らし高齢者のAさんは無事だろうか。近所の人に声をかけて、数人で確認しに行こう。」



「Aさんは無事だったが、家が半壊し、生活ができない状態だ。Aさんと一緒に避難所に行こう。」



## 5 行政の役割

本市では緊急メールとよた、エリアメール、緊急速報メール、ひまわりネットワーク、エフエムとよた、市ホームページ、防災行政無線、広報車、防災ラジオ等様々な伝達媒体で情報を伝達するとともに、次の対応を実施します。

- ①自治区長や民生委員等からの情報提供や問合せに可能な限りの対応を行う。
- ②福祉施設等と連携し、指定避難所での対応が困難な人の受け入れ体制を整える。
- ③要支援者の避難状況等を自治区長や民生委員と共有する。
- ④必要に応じて、不同意者を含む避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者及び要支援者の避難支援に携わる関係機関に対して提供する。
- ⑤支援団体や関係機関と連携をとり、災害対応に取り組む。

## 6 避難場所における支援

### (1) 本市における避難場所対策（避難所の整備改善）

本市では地域防災計画で指定する避難場所<sup>24</sup>について、要支援者の利用に配慮し、施設の整備改善に努めます。

### (2) 本市における避難場所対策（福祉避難所の確保）

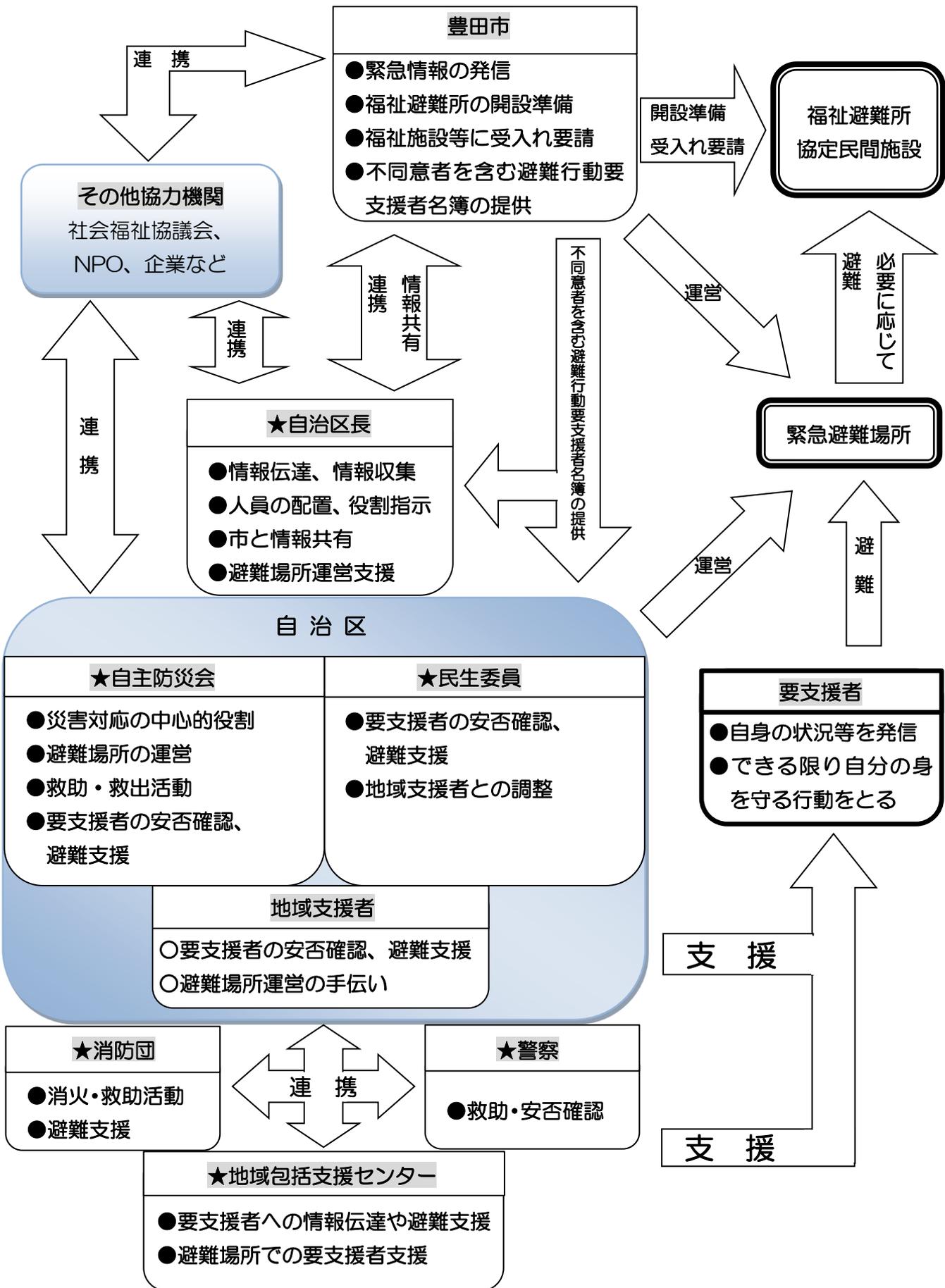
本市では、通常の避難場所では避難生活が困難な要支援者のための避難場所として、あらかじめ指定した福祉避難所を開設します。また、必要に応じて、民間福祉施設等と協力し、より多くの要支援者の安心・安全を確保できるよう努めます。



<sup>24</sup> 参考資料「緊急避難場所及び避難所」参照（P31）

# 災害時の活動イメージ

★・・・避難支援等関係者



## 7 避難支援等関係者、地域支援者の安全確保

避難支援等関係者は個別支援台帳等にもとづいて要支援者の避難支援を行うこととなりますが、この支援は、あくまで地域の助け合い（共助）の活動であり、当該支援者の安全を確保したうえで実施されるべきものです。

避難支援等関係者は要支援者を助けようとしても、災害の状況によっては助けられない可能性もあり、決して責任を負うものではありません。

このことから、個別支援台帳を作成する際には、ひとりの要支援者に対し、複数の地域支援者を選任する等、助けられない可能性を低減するよう努めるとともに、要支援者本人及びその家族にも、この点について十分に理解を求める必要があります。

## 参 考 資 料

- 避難行動要支援者名簿 同意確認書 様式
- 避難行動要支援者名簿 登録依頼書 様式
- 避難行動要支援者 個別支援台帳 様式
- 避難行動要支援者名簿 閲覧者台帳 様式
- 緊急避難場所及び避難所
- 地域包括支援センター一覧
- 緊急メールとよたチラシ
- 避難行動要支援者名簿に関する災害対策基本法の規定
- 市の関連部署

## 避難行動要支援者名簿 同意確認書

基本情報	氏名		性別	
	住所			
	生年月日		対象要件	

同意にあたり、可能な限り以下の欄をご記入ください

電話番号	( ) -	携帯電話番号	- -
FAX	上記の番号と同じ・FAXなし・上記と番号が違う ( ) -		
家族構成	同居 本人含む ( ) 人	・ 独居	自治区(組)

緊急連絡先 (親族)	①	氏名	住所	
		(続柄: )	連絡先	
	②	氏名	住所	
		(続柄: )	連絡先	

(近所でご協力いただける方) 地域支援者	①	氏名	住所	
			連絡先	
	②	氏名	住所	
			連絡先	
	③	氏名	住所	
			連絡先	
	④	氏名	住所	
			連絡先	

※地域支援者を記入する場合は、事前に了承を得た上で記入をお願いします。  
引き続き裏面の記入をお願いします。

以下の内容であてはまる項目にチェックして下さい

避難時の留意事項	<input type="checkbox"/> 寝たきりで自力では動くことができない
	<input type="checkbox"/> 自力で動くことができるが、足腰や避難判断に不安がある
	<input type="checkbox"/> 歩行時には杖などの補助具が必要
	<input type="checkbox"/> 物が見えない（見えにくい）
	<input type="checkbox"/> 音が聞こえない（聞き取りにくい）
	<input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい
	<input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない
	<input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない
	<input type="checkbox"/> 情報入手に不安がある
	<input type="checkbox"/> 食事の際に付き添いが必要
	<input type="checkbox"/> 排便の際に付き添いが必要
	<input type="checkbox"/> 持病がある 病名（ _____ ）
	<input type="checkbox"/> 生活する上で必要となる薬がある 薬品名（ _____ ）

災害時に不安に思うことなどありましたら、ご記入下さい

### 情報開示に関する同意欄

豊田市長 様	
私は、災害発生時に地域からの支援が得られるよう、上記の内容を自治区、自主防災会、民生・児童委員、地域支援者、地域包括支援センター、消防団、警察（豊田市地域防災計画に定める避難支援等関係者）へ事前に情報提供し、情報受領者間で支援のために利用・共有することに	
<input checked="" type="radio"/> 同意します	<input type="radio"/> 同意しません
年 月 日	<input type="checkbox"/> 代筆の場合
<input type="checkbox"/> 本人署名	代筆者住所 _____
_____	氏名 _____ (本人との関係 _____)

※より支援に必要な情報を収集するため、自治区役員や民生委員等が訪問することがあった場合はご協力をお願いします。

※同意の意思について、変更の申し出がない限り継続します。

※同意によって、災害時に支援が必ずなされることを保証するものではありません。また、自治区や民生委員等の支援者は、法的な責任や責務を負うものではありません。

## 避難行動要支援者名簿登録依頼書

1 災害発生時に支援等を要する理由 以下に理由をご記入ください。

--

2 登録内容記入欄 以下に必要事項をご記入ください。

	記 入 日	年	月	日		
同意者本人情報	ふりがな				代筆者氏名（続柄）  ( )	
	氏 名					
	住 所	〒			性 別 男 ・ 女	
	生年月日	年 月 日				
	電話番号			自治区名		
	F A X			組		
	携帯電話			民生委員		
	介護保険	介護保険の認定なし ・ 認定あり → 要支援・要介護 1・2				
	障がい者手帳	なし ・ あり → 身体 療育 精神 ( )				
	世帯状況	ひとり暮らし ・ 2人以上 ⇒ 世帯人数 ( ) 人				
(親)緊急連絡先(族)	①	氏名			住所	
			(続柄: )		電話	
	②	氏名			住所	
			(続柄: )		電話	
(近隣)地域の支援者(者)	①	氏名	電話	②	氏名	電話
		住所			住所	
	③	氏名	電話	④	氏名	電話
		住所			住所	

裏面も御確認・御記入ください。



### 避難行動要支援者 個別支援台帳

《取扱注意》支援目的以外でのコピーはしないでください。  
※65歳未満の方の名簿情報は、地域包括支援センターに提供していません。

				登録番号	
要支援者本人	自治区名		民生委員		
	自主防災会		地域包括支援センター (高齢者のみ)		
	氏名		生年月日		
	住所		性別		
	連絡先		(自宅) (FAX) (携帯) (メール)		
	対象要件		家族構成 (本人含む)		
	組		自主避難場所		最寄りの避難場所

緊急連絡先(親族)	①	氏名	住所	
		(続柄： )	連絡先	
	②	氏名	住所	
		(続柄： )	連絡先	

地域支援者	①	氏名	住所	
		(関係： )	連絡先	
	②	氏名	住所	
		(関係： )	連絡先	
	③	氏名	住所	
		(関係： )	連絡先	
	④	氏名	住所	
		(関係： )	連絡先	

【要支援者の身体状況等】

支援区分	A 自力で動けない (例) 車いすなどのために避難の介助が必要
	B 自力で動けるが、歩行に不安がある (例) 足が悪く、避難所まで同行が必要
	C 自力で動けるが、情報入手や避難判断に不安がある (例) 声かけが必要
避難時の留意事項	<input type="checkbox"/> 寝たきりなど自力では動くことができない <input type="checkbox"/> 自力で動くことができるが、足腰や避難判断に不安がある <input type="checkbox"/> 歩行時には杖などの補助具が必要 <input type="checkbox"/> 物が見えない (見えにくい) <input type="checkbox"/> 音が聞こえない (聞き取りにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない <input type="checkbox"/> 情報入手に不安がある <input type="checkbox"/> 食事の際に付き添いが必要 <input type="checkbox"/> 排便の際に付き添いが必要 <input type="checkbox"/> 持病がある 病 名 ( ) <input type="checkbox"/> 生活する上で必要となる薬がある 薬品名 ( )
要支援者の不安に思っていること	
その他支援メモ	

※作成が終わりましたら、市（福祉総合相談課）へ複写の提供をお願いします。

【問合せ】 豊田市役所 福祉総合相談課 TEL 34-6791  
FAX 33-2940

\_\_\_\_\_ 自治区

年度 避難行動要支援者名簿 閲覧者台帳

名簿管理者 \_\_\_\_\_ (役職等 \_\_\_\_\_)

※この台帳は、同意者名簿の閲覧状況や貸与状況を、地域（自治区）で管理するための参考様式です。

閲覧日（記入日）	閲覧者氏名	役職等	連絡先	複写配付（部数）	備考

《緊急避難場所及び避難所》

(令和3年4月1日以降運用開始)

地区名	番号	施設名	場 所	緊急避難場所		避難所
				地震	風水害*1	
崇化館	1	崇化館中学校【拠点】	体育館	○	○	○
	2	拳母小学校	体育館	○	×（浸水）	○
	3	元城小学校	体育館	○	×（浸水）	○
	4	朝日小学校	体育館	○	○	○
梅坪台	5	梅坪台中学校【拠点】	体育館	○	○	○
	6	梅坪小学校	体育館	○	△（土砂災害）	○
浄水	7	浄水中学校【拠点】	体育館	○	○	○
	8	浄水小学校	体育館	○	○	○
	9	浄水北小学校	体育館	○	○	○
	10	豊田高等学校	体育館	○	○	○
朝日丘	11	朝日丘中学校【拠点】	体育館	○	○	○
	12	童子山小学校	体育館	○	○	○
	13	根川小学校	体育館	○	○	○
	14	衣丘小学校	体育館	○	○	○
	15	豊田西高等学校	体育館	○	○	○
逢妻	16	逢妻中学校【拠点】	体育館	○	○	○
	17	小清水小学校	体育館	○	○	○
	18	美山小学校	体育館	○	○	○
	19	衣台高等学校	体育館	○	○	○
高橋	20	高橋中学校【拠点】	体育館	○	○	○
	21	寺部小学校	体育館	○	×（浸水）	○
	22	平井小学校	北校舎1階ランチルームなど	○	△（土砂災害）	○
	23	矢並小学校	体育館	○	○	○
	24	市木小学校	体育館	○	○	○
	25	豊田北高等学校【臨時】	体育館	○	×	○
美里	26	美里中学校【拠点】	体育館	○	○	○
	27	野見小学校	体育館	○	○	○
	28	東山小学校	体育館	○	○	○
	29	広川台小学校	体育館	○	○	○
	30	豊田東高等学校【臨時】	体育館	○	×	○
益富	31	益富中学校【拠点】	体育館	○	○	○
	32	古瀬間小学校	体育館	○	○	○
	33	五ヶ丘小学校	体育館	○	○	○
	34	五ヶ丘東小学校	体育館	○	○	○
豊南	35	豊南中学校【拠点】	体育館	○	○	○
	36	前山小学校	体育館	○	○	○
	37	山之手小学校	体育館	○	○	○
	38	平和小学校	体育館	○	○	○

地区名	番号	施設名	場 所	緊急避難場所		避難所
				地震	風水害*1	
末野原	39	末野原中学校【拠点】	体育館	○	○	○
	40	寿恵野小学校	体育館	○	○	○
	41	大林小学校	体育館	○	○	○
	42	豊野高等学校	体育館	○	○	○
上郷	43	上郷中学校【拠点】	体育館	○	△（浸水）	○
	44	高嶺小学校	体育館	○	○	○
	45	畝部小学校	体育館	○	×（浸水）	○
	46	上郷コミュニティセンター	ホール	○	△（浸水）	○
竜神	47	竜神中学校【拠点】	体育館	○	○	○
	48	竹村小学校	体育館	○	○	○
	49	土橋小学校	体育館	○	○	○
	50	豊田工科高等学校	体育館	○	○	○
若林	51	高岡中学校【拠点】	体育館	○	○	○
	52	若林東小学校	体育館	○	○	○
	53	若林西小学校	体育館	○	○	○
	54	豊田南高等学校	体育館	○	○	○
前林	55	前林中学校【拠点】	体育館	○	○	○
	56	堤小学校	体育館	○	△（浸水）	○
	57	駒場小学校	体育館	○	×（浸水）	○
	58	堤ヶ丘こども園	ホール	○	○	○
	59	堤こども園	ホール	○	○	○
若園	60	若園中学校【拠点】	体育館	○	○	○
	61	若園小学校	体育館	○	○	○
猿投台	62	猿投台中学校【拠点】	体育館	○	○	○
	63	青木小学校	体育館	○	○	○
	64	西広瀬小学校	校舎2階音楽室など	×（浸水・土砂災害）		○
	65	越戸こども園	ホール	○	×（浸水）	○
井郷	66	井郷中学校【拠点】	体育館	○	○	○
	67	四郷小学校	体育館	○	○	○
	68	井上小学校	体育館	○	○	○
	69	猿投農林高等学校	体育館	○	○	○
猿投北	70	猿投中学校【拠点】	体育館	○	○	○
	71	加納小学校	体育館	○	○	○
	72	南山国際高等・中学校	体育館	○	○	○
保見	73	保見中学校【拠点】	体育館	○	○	○
	74	大畑小学校	体育館	○	○	○
	75	伊保小学校	体育館	○	○	○
	76	東保見小学校	体育館	○	○	○

地区名	番号	施設名	場 所	緊急避難場所		避難所
				地震	風水害*1	
保見	77	西保見小学校	体育館	○	○	○
	78	トヨタスポーツセンター	第2体育館	○	○	○
石野	79	石野中学校【拠点】	体育館	○	○	○
	80	東広瀬小学校	体育館	○	○	○
	81	中金小学校	体育館	×（土砂災害）		○
	82	上鷹見こども園	遊戯室など	○	×（浸水）	○
	83	ルネサンス豊田高等学校	体育館	×（土砂災害）		○
松平	84	松平こども園	遊戯室など	○	○	○
	85	幸海小学校	体育館	×（土砂災害）		○
	86	岩倉小学校	体育館	○	○	○
	87	九久平小学校【拠点】	体育館	○	○	○
	88	滝脇小学校	体育館	○	○	○
	89	豊松小学校	体育館	○	○	○
	90	松平高等学校	体育館	○	○	○
藤岡	91	石畳小学校	体育館	○	○	○
	92	藤岡中学校【拠点】	体育館	○	○	○
	93	藤岡体育センター	体育館	○	○	○
	94	御作小学校	校舎2階図書室など	○	△（土砂災害）	○
	95	加茂丘高等学校	体育館	○	○	○
藤岡南	96	中山小学校	体育館	○	○	○
小原	97	本城小学校	南校舎2階理科室など	○	△（土砂災害）	○
	98	小原福祉センター	研修室、集会室	○	○	○
	99	小原北部生活改善センター	集会室	○	×（浸水）	○
	100	小原町勤労者研修センター	研修室	○	○	○
	101	小原交流館【拠点】	ふれあいホール	○	○	○
足助	102	足助中学校【拠点】	校舎4階礼法室など	○	△（土砂災害）	○
	103	足助小学校	校舎2階会議室など	○	△（土砂災害）	○
	104	冷田小学校	体育館	○	○	○
	105	霧山多目的集会所	集会室	×（耐震）	○	○
	106	萩野小学校	ランチルームなど	○	△（浸水・土砂）	○
	107	新盛小学校	体育館	○	△（浸水）	○
	108	大蔵小学校	和室など	○	△（浸水・土砂）	○
	109	足助高等学校【臨時】	体育館	○	×	○
下山	110	花山小学校	体育館	○	○	○
	111	下山中学校【拠点】	体育館	○	○	○
	112	下山基幹集落センター	ホール	○	○	○
	113	下山保健福祉センター	東側ホール	○	△（土砂災害）	○
	114	巴ヶ丘小学校	体育館	○	○	○

地区名	番号	施設名	場 所	緊急避難場所		避難所
				地震	風水害*1	
旭	115	旭支所【拠点】	2階第1、2会議室	○	△（浸水・土砂）	○
	116	笹戸会館	ホール	○	△（土砂災害）	○
	117	敷島会館	ホール	○	○	○
	118	築羽会館	ホール	○	○	○
	119	浅野会館	ホール	×（土砂災害）		○
稲武	120	稲武交流館【拠点】	研修室	○	○	○
	121	野入集会所	集会室	○	○	○
	122	押山地区振興施設	ホール	○	×（浸水）	○
	123	稲武中学校	多目的ホールなど	○	△（浸水）	○
	124	稲武小田木老人憩の家	ホールなど	×（土砂災害）		○

\* 1 風水害の種類：浸水（洪水、内水氾濫）、土砂災害（崖崩れ、土石流、地滑り）

《地域包括支援センター一覧》

担当地区	地域包括支援センター名	住所	電話
崇化館	ひまわり邸地域包括支援センター	栄生町5-20(特別養護老人ホームひまわり邸内)	33-0801
梅坪台	豊田地域ケア支援センター	西山町3-30-1(豊田地域医療センター内)	34-3209
浄水	豊田厚生地域包括支援センター	浄水町伊保原500-1(豊田厚生病院内)	43-5022
朝日丘	社協包括支援センター	錦町1-1-1(豊田市福祉センター内)	32-4342
逢妻	ほっとかん地域包括支援センター	本新町7-48-6 (有料老人ホーム豊田ほっとかん内)	36-3006
豊南	トヨタ地域包括支援センター	平和町1-1(老人保健施設ジョイステイ内)	24-0623
高橋	地域包括支援センターくらがいけ	岩滝町高入40-1 (特別養護老人ホームくらがいけ内)	80-1244
美里	地域包括支援センターとよた苑	野見山町5-80-1 (特別養護老人ホームとよた苑内)	87-3700
益富	地域包括支援センター益富の楽園	古瀬間町古宿131 (特別養護老人ホーム益富の楽園内)	41-7788
上郷	地域包括支援センターかずえの郷	和会町東郷148(老人保健施設かずえの郷内)	21-6725
竜神	ひまわりの街地域包括支援センター	本町本竜48 (特別養護老人ホームひまわりの街内)	47-8158
末野原	みなみ福寿園地域包括支援センター	永覚新町5-194 (特別養護老人ホームみなみ福寿園内)	24-5000
高岡	わかばやし園地域包括支援センター	若林西町北山76 (特別養護老人ホーム豊田わかばやし園内)	51-1255
前林	つつみ園地域包括支援センター	堤町堤18-1 (特別養護老人ホーム豊田つつみ園内)	51-5206
若園	みのり園地域包括支援センター	中根町男松79 (特別養護老人ホーム豊田みのり園内)	53-6361
猿投台	こささの里地域包括支援センター	越戸町上西小笹116 (特別養護老人ホームこささの里内)	46-9677
井郷	豊田福寿園地域包括支援センター	高町東山7-46 (特別養護老人ホーム豊田福寿園内)	45-5357
石野	石野の里地域包括支援センター	東広瀬町神田26-1 (特別養護老人ホーム石野の里内)	78-6711
猿投	地域包括支援センター猿投の楽園	加納町向井山9-1 (特別養護老人ホーム猿投の楽園内)	45-3717
保見	地域包括支援センター保見の里	保見町南山109-1 (特別養護老人ホーム保見の里内)	48-3004
松平	笑いの家地域包括支援センター	滝脇町杉長入23 (特別養護老人ホーム笑いの家内)	58-5152
藤岡	ふじのさと包括支援センター	藤岡飯野町坂口1207-2 (藤岡福祉センターふじのさと内)	76-5294
藤岡南	豊田地域包括支援センター藤岡の楽園	西中山町オケ洞10-5 (特別養護老人ホーム藤岡の楽園内)	75-1258
小原	ふくしの里包括支援センター	沢田町梅ノ木574 (小原福祉センターふくしの里内)	65-1600
足助	足助地域包括支援センター	岩神町仲田20(足助病院内)	62-0683
下山	まどいの丘包括支援センター	神殿町中切7-2 (下山保健福祉センターまどいの丘内)	90-4335
旭	ぬくもりの里包括支援センター	池島町屋ヶ平22(老人福祉センターぬくもりの里内)	68-2338
稲武	いなぶ包括支援センター	桑原町中村5(稲武福祉センター内)	82-2530

# 緊急メールとよた

## ご登録の前に

「緊急メールとよた」には、メール配信サービスの利用規約に同意していただいた上で、ご登録をお願いいたします。

また、携帯電話で迷惑メール対策の設定をされている場合は、次の2つの設定を行ってからご登録をお願いいたします。

- 「city.toyota.aichi.jp」ドメインからのメールの受信を許可する
- URL 付きメールの受信を許可する

※迷惑メール対策をされていない場合でも、手順③で「仮登録完了のお知らせ」メールが届かない場合は上の2つの設定をお願いします。

1

QR コードを携帯電話のバーコードリーダーなどで読み取り、表示された URL にアクセスします。

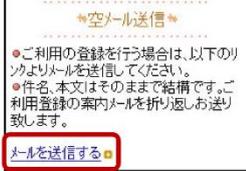


QR コードを読み取れない方は、次のアドレスに直接空メールを送信してください。

「緊急メールとよた」登録用アドレス  
**entry@info.city.toyota.aichi.jp**

2

「メールを送信する」を押します。

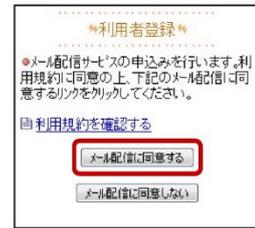


メール送信画面で、変更を行わずメールを送信します。「仮登録完了のお知らせ」メールが届いたら、URL を選択して本登録サイトにアクセスします。

「仮登録完了のお知らせ」受信  
本登録はコチラからお願いします。  
<https://service.sugumail.com/>

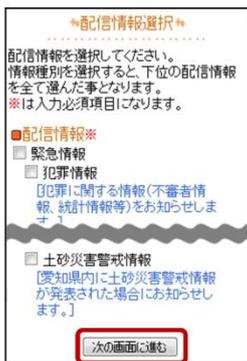
3

利用規約をご確認いただき、「メール配信に同意する」ボタンを押します。



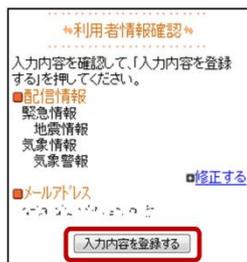
4

配信情報を選択して「次の画面に進む」ボタンを押します。



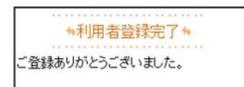
5

内容を確認し、「入力内容を登録する」ボタンを押します。



6

「ご登録ありがとうございました」と表示されたら登録は完了です。別途、「本登録完了のお知らせ」メールが届きます。ご確認ください。



## 《避難行動要支援者名簿に関する災害対策基本法の規定》

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一 氏名

二 生年月日

三 性別

四 住所又は居所

五 電話番号その他の連絡先

六 避難支援等を必要とする事由

七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個別避難計画の作成)

第四十九条の十四 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画(以下「個別避難計画」という。)を作成するように努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第二項又は第三項の規定による同条第一項に規定する個別避難計画の提供に係る事項について説明しなければならない。

3 個別避難計画には、第四十九条の十第二項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一 避難支援等実施者(避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第二項において同じ。)の氏名又は名称、居住及び電話番号その他の連絡先

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

4 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的のために内部で利用することができる。

5 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

(個別避難計画情報のるよう及び提供)

第四十九条の十五 市町村長は、避難支援等の実施にひつような限度で、前条第一項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報(以下「個別避難計画情報」という。)をその保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部でりようすることができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者(次項、次条及び第四十九条の十七において「避難行動要支援者等」という。)の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。
- 4 前二項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(個別避難計画情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十六 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第四十九条の十七 第四十九条の十五第二項若しくは第三項の規定により個別避難計画情報の提供を受けたくない者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わるもの又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(災害応急対策及びその実施責任)

第五十条 (略)

- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

(市町村長の警報の伝達及び警告)

第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。

《市の関連部署》

問合せ内容	担当課	電話番号
避難行動要支援者名簿制度、避難支援計画（行動マニュアル）、民生委員に関すること	福祉総合相談課	34-6791
高齢者に関すること	高齢福祉課	34-6984
障がい者に関すること	障がい福祉課	34-6751
介護保険に関すること	介護保険課	34-6634
防災対策全般に関すること	防災対策課	34-6750
自治区に関すること	地域支援課	34-6629